

人事労務レポート

今回のテーマ

4月施行 改正パートタイム労働法

< 労働条件の文書交付と待遇確保 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5
金子ビル401
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
URL：http://www.ys-office.co.jp

働く人の2割以上を占めるようになったパート労働者の雇用環境整備を目的として、パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)が4月より改正・施行されます。

本号と次号の2回にわたり、パートタイム労働法の改正内容と実務上の注意点をまとめてお伝えします。

1. パート労働者とは…

パートタイム労働法の対象である短時間労働者(パート労働者)とは、「1週間の所定労働時間が通常の労働者(正社員)の所定労働時間と比べて短い労働者」をいいます。契約社員、準社員など、呼び方は異なっても対象となり得ます。

なお、役員とパートのみといった「通常の労働者」(正社員)がないような事業所の場合は、その事業所で所定労働時間が最長の労働者が通常の労働者として扱われます。

2. 改正の概要

改正内容のポイントは4つあります。

- (1)労働条件の文書交付・説明義務
 - (2)均衡のとれた待遇の確保
 - (3)正社員への転換の推進
 - (4)苦情の申し出への対応
- 上記のポイントについて以下解説していきます。

3. 労働条件の文書交付・説明義務

労働基準法で義務付けられている明示事項(労働時間、休憩、賃金等)に加え、昇給、退職手当、賞与の有無について、文書の交付等により本人に明示することが義務づけられました。また、この労働条件の文書交付や就業規則、教育訓練、福利厚生、正社員転換制度といった待遇面についてパート労働者から説明を求められた場合は、待遇決定について本人に説明することが義務化されました。

実務で注意することは？

雇用契約書を確認し、昇給、退職手当、賞与の有無について記載が漏れている場合は、必ず追加してください。「賞与は支給しない」、「業績により不支給の場合がある」といったように具体的に書く必要があります。別途、パートタイム就業規則を作成し、本人に交付することも認められています。

文書交付義務に違反した場合は？

10万円以下の過料(制裁金)に処せられます。パート労働者の求めにより、待遇に関し説明を行ったが、本人に納得してもらえない。どうすればよいか？改正法では、パート労働者の納得までは要求していません。パート労働者へ待遇決定に関し合理的な説明が必要とされています。

4. 均衡のとれた待遇の確保

通常の労働者(正社員)と同じ働き方をしているパート労働者については、賃金、教育訓練、福利厚生等の待遇面について「パートだから」という理由で正社員と差をつけることが禁止されます。

「通常の労働者と同じパート労働者」の基準は？

- 業務の内容と責任レベルが同じ。
- 人材活用の仕組みや運用が同じ。
- 転勤の有無・範囲、人事異動の有無
- 期間の定めのない契約になっている。

更新手続きがされていなかったり、継続雇用を期待させる言動があったりした場合は、期間の定めのない契約と同等とみなされることがあります。

上記の3つの要件を満たしている場合、「通常の労働者と同じパート労働者」とみなされます。

上記に該当しない他のパート労働者については？

【賃金】

時給を一律に設定するのではなく、各人の職務内容、能力等に応じ、一定の評価基準のもと段階的に決定することが努力義務として定められています。賃金について根拠づけが必要になるといえます。パート労働者の賃金制度・評価制度の整備が今後求められることとなります。

【教育訓練】

上記のみ正社員と同等のパート労働者については、職務遂行に必要な教育訓練を正社員と同様に実施しなければなりません。

【福利厚生】

福利厚生施設(休憩室、更衣室、給食施設等)については、すべてのパート労働者に利用させるよう配慮することが義務化されています。

今月の主な労務・税務の手続き

- ・労働保険年度更新(4月1日～5月20日)
- ・介護保険料率の改定(政府管掌、3月分より11.3/1000)

コラム

平成20年4月より後期高齢者医療制度が始まります。75歳以上の方と65歳以上の方で一定の障害のある方は、都道府県単位で運営される後期高齢者医療制度という独立した医療制度の被保険者となります。3月中に各市区町村から4月以降に使用する新しい保険証等が送られてきます。現在加入している保険は3月いっぱいまで資格喪失(または扶養削除)となります。新しい保険証とともに保険料に関する資料等も送られてきますので、中身をよくご確認ください。